

質問に対する回答

No.	質問内容	回答
1	現在、北海道宿泊税に関する周知用ポスター等を施設内に掲示していますが、苫小牧市宿泊税についても、ポスター等を制作する予定はありますか？	今後、苫小牧市宿泊税と北海道宿泊税の制度内容を併せて周知できるポスター等の広報媒体を制作する予定です。 令和9年4月1日の苫小牧市宿泊税の制度開始までに、各宿泊施設において掲示いただけるよう準備を進めてまいります。
2	特別徴収義務者交付金は、期限内に納入した宿泊税額に、北海道3.5%、苫小牧市5%の計8.5%乗じた額が苫小牧市から交付されるということですか？	期限内に納入していただいた宿泊税額のうち北海道分の税額に対し3.5%、苫小牧市分の税額に対し5%を乗じた額が交付されることとなります。北海道分は、北海道から苫小牧市を通して特別徴収義務者へ交付されます。

質問に対する回答

No.	質問内容	回答
3	ホテル事業者側の理由によらない場合で、来年度のシステム改修になる場合に補助申請は可能ですか？	令和9年4月から、本市の宿泊税導入開始に対応するための補助となりますので、令和8年度限りの補助事業です。来年度に改修するものに対する補助の実施はございません。
4	申告納付期限に遅れた場合は交付金に影響するということですか？	宿泊税の申告納付した翌年度に、特別徴収義務者へ北海道と市からそれぞれ交付金が交付されるものですが、この交付金の算定対象は、納期内に申告納付したものに対して計算されることから、期限に遅れた分については計算の対象に含まれませんので、ご留意願います。

質問に対する回答

No.	質問内容	回答
5	宿泊税の税収見込みはいかほどでしょうか？ また、宿泊税の具体的な使途と他自治体の事例を教えてください。	宿泊税の税収は、年間1億2千万円程度を見込んでいます。 宿泊税は、観光振興を図るための財源として活用していくこととしており、その使途については、現在、宿泊事業者をはじめとする関係機関の皆様と「宿泊税活用戦略会議」を立ち上げ、検討を進めております。 他自治体では、観光資源の磨き上げに力を入れているところが多く、観光施設の整備や観光ガイドの育成などに活用されている事例が見られます。
6	システム整備費補助金は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により規定されている宿泊事業者も対象となりますか？	苫小牧市内において、旅館業法の許可を受けて宿泊事業を営んでいる事業者又は住宅宿泊事業法の届け出を行って営業をしている事業者が対象となります。

質問に対する回答

No.	質問内容	回答
7	教育目的の宿泊（修学旅行生等の宿泊）は非課税とのことですが、証明する書類は必要ですか？	課税免除の対象となる宿泊であることを証明する書類を提出していただく必要があります。なお、特別徴収事務の手引き7ページに記載例を掲載しておりますので、ご参照ください。